

docoですcar for ビジネスプラス利用規約 【現改比較表】 2026年6月10日現在

～2026年6月11日	2026年6月12日～
<p>第 24 条 (ビジネスプラスに係る特則)</p> <p>(1)申込者が、利用契約の申込みに際し、各個別サービスについて 2 ライセンス以上の利用を同時に新規に申し込む場合であって、株式会社 NTT ドコモ(以下「ドコモ」といいます。)との間でドコモが別途定める 5G サービス契約約款、Xi サービス契約約款<b>又は FOMA サービス契約約款</b>に基づく 5G 契約、Xi 契約<b>又は FOMA 契約</b>を締結している場合、第 4 条に定める利用契約の申込みは、当社が別途定める「ビジネスプラス利用規約」(以下「ビジネスプラス利用規約」といいます)に基づくビジネスプラスの利用に係る申込みと同時にを行うことを要します。この場合、本規約及びビジネスプラス利用規約が適用されるものとし、両規約の定めに抵触があった場合には本規約が優先して適用されるものとします。</p>	<p>第 24 条 (ビジネスプラスに係る特則)</p> <p>(1)申込者が、利用契約の申込みに際し、各個別サービスについて 2 ライセンス以上の利用を同時に新規に申し込む場合であって、株式会社 NTT ドコモ(以下「ドコモ」といいます。)との間でドコモが別途定める 5G サービス契約約款、Xi サービス契約約款に基づく 5G 契約、Xi 契約を締結している場合、第 4 条に定める利用契約の申込みは、当社が別途定める「ビジネスプラス利用規約」(以下「ビジネスプラス利用規約」といいます)に基づくビジネスプラスの利用に係る申込みと同時にを行うことを要します。この場合、本規約及びビジネスプラス利用規約が適用されるものとし、両規約の定めに抵触があった場合には本規約が優先して適用されるものとします。</p>

	<p>附則（令和 8 年 6 月 3 日 5 G 2 サ 000400004568-01 号）</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規約は、令和 8 年 6 月 12 日から実施します。</p> <p>（経過措置）</p> <p>(1) 当社は、令和 7 年 3 月 31 日以降、本サービスの新規受付を停止し、この規約第 4 条にかかわらず、申込みがあっても承諾いたしません。また、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している本サービスご利用者へのサービス利用端末等の販売について、令和 9 年 3 月 31 日を持って販売の受付を終了します。</p> <p>(2) 当社は、令和 10 年 3 月 31 日をもって本サービスの提供を終了するため、同日をもってこの規約を廃止します。また、この規約第 7 条にかかわらず違約金は請求いたしません。</p> <p>(3) この改正規定実施前に支払いまたは支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。</p> <p>(4) この改正規定実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。</p>
--	--